

第84回 全国安全週間

期 間 : 平成23年7月1日(金)～7日(木)
【準備期間 : 平成23年6月1日(水)～30日(木)】

(スローガン)

**安全は 家族の願い 企業の礎
創ろう元気な日本!**

全国安全週間は、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、昭和3年から実施しています。

平成22年には、労働災害で1,195人の尊い命が失われています。企業を支えるのはそこで働く人々です。職場の安全は企業の力の源泉であり、家族が安心して暮らすための大前提です。

未曾有の大震災を一日も早く克服するとともに、日本のそれぞれの職場において、トップから最前線の現場に至るまで、全員で日頃の安全活動を点検し、その取り組みをさらに前進させましょう。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

鉱業労働災害防止協会

※裏面の「機械災害をなくしましょう!」もご覧ください。

機械災害をなくしましょう!

機械による労働災害は全体の約3割を占め、指の切断など重篤な災害も少なくありません。



点検しましょう! 機械災害防止の2原則

① 隔離の原則

柵や覆いなどのガードを設けて、機械の作動範囲に身体の一部が入らないように隔離すること

② 停止の原則

機械の作動範囲に身体の一部が近づく場合は、インターロックなどにより確実に機械を停止させること

点検しましょう! ソフト対策

① 安全マニュアルの整備、定期的な見直し

機械設備の通常運転中の定常作業、修理・点検・トラブル処理などの非常作業の安全マニュアルを整備、見直すこと

② 安全教育

従業員の雇い入れ時や作業内容の変更時には安全教育を徹底すること

洗い出しましょう! 機械に潜む危険

機械に潜む危険は機械の種類やその使い方でさまざまです

新たに機械を導入する時などは、「指がはさまれる」「可動部に激突される」といったリスクを見積もり、安全措置を施しましょう。

その際は、「機械の包括的な安全基準に関する指針」を参考にしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/ks04.pdf>

◆職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています!

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html>

中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html>

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署